

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日が休日となる場合)

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◆告示  
鳥獣保護区の設定  
鳥獣保護区特別保護地区の指定  
休獣区の設定  
銃獣禁止区域の設定  
鳥獣保護区の存続期間の更新

目次

告示

鳥取県告示第九百四十三号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項の規定に基づき、次とおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十条の規定により告示する。

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
鷲峰山 鳥獣保護区	氣高郡鹿野町に所在する国有林鳥 取事業区鷲峰山国有林の一一小林班、 一二二林班、一一五林班及び一六 林班の区域並びに鳥取市に所在する 国有林鳥取事業区猪呼谷国有林の一 三林班及び一四林班の区域	昭和五十八年十一月一日から 昭和六十八年十月三十日まで	五九六 ヘクタール
高鉢山 鳥獣保護区	八頭郡佐治村に所在する国有林鳥 取事業区山王谷国有林の九三林班及 び九四林班の区域並びに八頭森林計 画区の(佐治村)に係る三林班の、 I小班並びに三二林班のD小班及び E小班の区域	昭和五十八年十一月一日から 昭和六十八年十月三十日まで	三〇一 ヘクタール

鳥取県告示第九百四十四号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ八第一項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に次のとおり特別保護地を指定したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年

農林省令第百八号) 第二十二条において準用する同規則第二十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
三徳山 鳥獣保護区 別保護地区	東伯郡三朝町大字三徳字美德頭一〇一〇、一〇一一一及び一〇一二一二ただし、文殊堂、地藏堂、鐘楼納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。	昭和五十八年十一月一日から昭和六十八年十月三十日まで	五五ヘクタール

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和五十八年十一月一日

鳥取県告示第九百四十五号  
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基づき、次とおり休獵区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十六条の規定により告示する。

名 称	区 域	期 間	面 積
岩常休 獵区	谷福部停車場線に至り、同県道を南西に進み、岩美町と福部村との境界に至り、同境界を北方及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地	昭和五十八年十一月一日から昭和六十一年十月三十日まで	一、一三〇ヘクタール
国府休 獵区	谷福部停車場線に至り、同県道を南西に進み、岩美町と福部村との境界に至り、同境界を北方及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地	昭和五十八年十一月一日から昭和六十一年十月三十日まで	一、五〇五ヘクタール

水根休  
猪区

八頭郡河原町大字曳田地内の県道

昭和五十八年十  
一月一日から  
昭和六十一年十  
月三十日まで

一、七〇〇  
ヘクタール

柏小屋曳田線と県道鷹狩渡一木線との交差点を起点とし、同所から、県道鷹狩渡一木線を南東に進み、県道

西及び南東に進み、同遊歩道を北西に進み、

同遊歩道二号線に至り、同遊歩道を北

八日市釜口線に至り、同県道を東方に進み、国道五十三号に至り、同国道を南方に進み、河原町と用瀬町との境界に至り、同河原町と佐治村との境界に至り、同境界を西方に進み、町道神馬津無線に至り、同町道を北西及び北東に進み、県道中井小河内用瀬線に至り、

同県道を北東に進み、県道柏小屋曳田線に至り、同県道を北東に進み起點に至る線に囲まれた一円の地域

三王休  
猪区

八頭郡佐治村大字尾際地内の県道  
江府中和用瀬線の平六橋を起点とし、

昭和五十八年十  
一月一日から  
昭和六十一年十  
月三十日まで

一、九二八  
ヘクタール

西方に進み、山王滝遊歩道に至り、

同遊歩道を北方に進み、遊歩道一号線に至り、同遊歩道を北西に進み、

同遊歩道二号線に至り、同遊歩道を北

西及び南東に進み、村道中線に至り、鳥取県と岡山県との境界に至り、同境界を北東に進み、佐治村と三朝町との境界に至り、同境界を北東に進み、佐治村と河原町との境界に至り、

同境界を南東に進み、北谷川に至り、同川を南方に進み起點に至る線に囲まれた一円の地域

籠山休  
猪区

八頭郡智頭町大字智頭地内の国道  
五十三号と県道津山智頭八東線との交差点を起点とし、同所から同県道

昭和五十八年十  
一月一日から  
昭和六十一年十  
月三十日まで

一、七〇〇  
ヘクタール

を南西に進み、県道大高下口波多線に至り、同県道を北西に進み、智頭町大字波多から用瀬町大字安藏山口部落に通する山道(通称安藏みち)に至り、同山道を北方に進み、智頭町と用瀬町との境界に至り、同境

界を東北に進み千代川に至り、同川左

至り、同所から佐治川ダム管理道を



溝口休 獣区	<p>道を南方に進み、大山山麓開拓建設事業日下原支線に至り、同支線を北西に進み、市道浅山新良路線に至り、同市道を北西に進み、市道尾高石田日下線に至り、同市道を北東に進み、県道尾高淀江線に至り、同県道を北東に進み、県道赤松淀江線に至り、同県道を北東に進み、町道稻吉福頼線に至り、同町道を西方に進み、荒松橋に至り、同所から塩川を北西に進み、国鉄山陰本線に至り、同鉄道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
昭和五十八年十 月一日から 月三十一日まで	
一、六二〇 ヘクタール	
日野郡溝口町白水地内の国道百八 一号と県道大滝白水線との交差点 を起点とし、同所から同国道を北西 に進み、県道倉吉江府溝口線に至り、 同県道を南東及び北東に進み、町道 溝口添谷線に至り、同町道を南東に 進み、町道大坂添谷線に至り、同町	
日野郡日南町茶屋地内の町道細谷 線と県道安来伯太日南線との交差点 を起点とし、同所から同県道を南東 に進み、町道大入大谷線に至り、同 町道を西南に進み、日南町笠木大谷 部落から同町笠木山裏部落に通ずる 大谷越山道に至り、同山道を北西に 進み、県道多里伯太線に至り、同県 道を南西に進み、日南町笠木谷中部 落から広域基幹林道船通山線に通ず る谷中越山道に至り、同山道を北西 に進み、広域基幹林道船通山線に至 り、同林道を北方に進み、町道細谷	<p>道を南方に進み、町道第二福永線に至り、同町道を南東に進み、県道金屋江府線に至り、同県道を北東に進み、町道溝口添谷二号線に至り、同町道を南方に進み、県道金屋谷江府線に至り、同町道を南東に進み、町道金屋江府線に至り、同町道を南東に進み、同県道を西方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>
昭和五十八年十 月一日から 月三十一日まで	<p>日野郡日南町茶屋地内の町道細谷 線と県道安来伯太日南線との交差点 を起点とし、同所から同県道を南東 に進み、町道大入大谷線に至り、同 町道を西南に進み、日南町笠木大谷 部落から同町笠木山裏部落に通ずる 大谷越山道に至り、同山道を北西に 進み、県道多里伯太線に至り、同県 道を南西に進み、日南町笠木谷中部 落から広域基幹林道船通山線に通ず る谷中越山道に至り、同山道を北西 に進み、広域基幹林道船通山線に至 り、同林道を北方に進み、町道細谷</p>
一、〇五〇 ヘクタール	

獵区	湯河休	線に至り、同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
		日野郡日南町湯河地内の県道新見多里線と出立山道との交差点を起点とし、同所から同山道を南西及び北西に進み、町道若松線に至り、同町道を北西に進み、日南町新屋中園部落に通する山道に至り、同山道を北西に進み、国道百八十三号に至り、同国道を北東に進み、日南町湯河と同町河上との境界に至り、同境界を南東及び南西に進み、稲積山山頂に至り、同所から日南町湯河と同町豊栄との境界を東方及び南方に進み、県道新見多里線に至り、同県道を南西及び北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十八年十一月一日から昭和六十二年十月三十一日まで
一、一〇〇 ヘクタール	大平山 銃獵禁止区域	倉吉市と東郷町との境界線と県道倉吉青谷線との交差する地点（地赤峠）を起点とし、同所から同境界を北東及び北西に進み、大平山林道に至り、同林道を北方に進み、長谷農道に至り、同農道を南西に進み、鳥取女子短期大学の用水池の南西端に至り、同所から長谷農道に通する山根越山道を南方に進み、長谷農道に至り、同所から金比羅院に通ずる谷を南方に進み、金比羅院境内の北西端に至り、同所から同院境内とその西側の畠との境界を南方に進み、農道大平山線に至り、同農道を東方に進み、県道倉吉青谷線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十八年十一月一日から昭和六十八年十月三十一日まで
二二 ヘクタール	大平山 倉吉青谷線との交差する地点（地赤峠）を起点とし、同所から同境界を北東及び北西に進み、大平山林道に至り、同林道を北方に進み、長谷農道に至り、同農道を南西に進み、鳥取女子短期大学の用水池の南西端に至り、同所から長谷農道に通する山根越山道を南方に進み、長谷農道に至り、同所から金比羅院に通ずる谷を南方に進み、金比羅院境内の北西端に至り、同所から同院境内とその西側の畠との境界を南方に進み、農道大平山線に至り、同農道を東方に進み、県道倉吉青谷線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十八年十一月一日から昭和六十八年十月三十一日まで	一月一日から昭和五十九年十一月三十日まで

昭和五十八年十一月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

報国銃 獵禁止	名称 区 域	期 間	面 積
萩原線と開拓道路との交差点を起点	西伯郡中山町報国地内の町道住吉 道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	昭和五十八年十一月一日から昭和五十九年十一月三十日まで	九一 ヘクタール
昭和五十八年十一月一日から			

## 鳥取県告示第九百四十六号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、次とおり銃獵禁止区域を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十七条において準用する同規則第二十六条の規定により告示する。

区域

昭和六十八年十  
月三十一日まで

とし、同所から開拓道路を東方に進み、町道石井垣報国線に至り、同町道を南方に約七〇〇メートル進んだ地点より南東に約六〇メートル進み、畠と山林との境界の山道に至り、同山道を南方に進み、大管別荘分譲地と上中山財産区所有地との境界に至り、同境界を東方に約七〇メートル進み、大管別荘分譲地内の道路に至り、同道路を南方に進み、町道住吉萩原線に通する道路に至り、同道路を西方に進み、町道住吉萩原線に至り、同町道を北方に進み、大管別荘分譲地とその北側の畠との境界に至り、同所から畠と山林との境界の山道を西方に約一〇〇メートル進み、谷間の山道に至り、同山道を北方に約七〇〇メートル進み、堤の北端に至り、同所から畠と山林との境界の農道を北方に進み、起点に通する農道に至り、同農道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域

## 鳥取県告示第九百四十七号

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行令（昭和二十八年政令第二百五十四号）第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十条の規定により告示する。

昭和五十八年十一月一日

名 称	区 域	存 続 期 間	面 積
三徳山 鳥獣保 護区	東伯郡三朝町大字三徳地内の皇谷 神社の参道と県道鳥取鹿野倉吉線と の交差点を起点とし、同所から同県 道を東方に進み、国有林倉吉事業区 三徳国有林七林班とその東側の民有 林との境界に至り、同境界を南方に 進み、同林班の小班の南端に至り、同 所から尾根づたいに南西に進み、國 有林倉吉事業区成谷国有林七林班は 小班の北端に至り、同所から同國有 林とその東側の民有林との境界を南 方に進み、同国有林七林班と同國有 林六林班との境界に至り、同境界を 南方に進み、国有林倉吉事業区尼子	昭和五十八年十 月一日から 昭和六十八年十 月三十日まで	三七四 ヘクタール

西郷野

国有林八林班と国有林倉吉事業区成  
谷国有林六林班との境界に至り、同  
境界を南東に進み、三徳山三角点（  
標高九〇〇メートル）に至り、同所  
から国有林倉吉事業区尼子国有林八  
林班い<sup>1</sup>小班と同林班い<sup>2</sup>小班との  
境界を南東に進み、同林班い<sup>1</sup>小班  
と同林班の小班との境界に至り、同  
境界を南東に進み、同林班と小班と  
同林班の小班との境界に至り、同境  
界を南方に進み、中国電力貸電線敷  
イと同林班と小班との境界に至り、  
同境界を南西に進み、同林班とその  
南側の民有林との境界に至り、同境  
界を北西に進み、神倉越山道に至り、  
同山道を南西に進み、県道三朝中線  
に至り、同県道を北西に進み、通称  
大谷に架かる下小鹿橋に至り、同谷  
を北東に進み、大石谷山道に至り、  
同山道を北東に進み、通称本山頭に  
至り、同所から旗谷頭山道を北西に  
進み起点に至る線に囲まれた一円の  
地域

倉吉市下余戸字後山九八一、九

昭和五十八年十

一二

鳥愛護  
林鳥獣  
保護区八一一、九九、一〇一一、一〇一  
一一、一二、一〇二、一〇八一三、一〇八  
一五、一〇八一七及び一〇八一八並  
びに同市下余戸字大谷三二七一三及  
び三二七一四〇から三二七一四八ま  
で一月一日から  
昭和六十八年十  
月三十日まで  
ヘクタール